

推進分野－２：

健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

労働組合の基本目的である「雇用と生活の安定」を実現するためには、国・地方の政策・制度の改善・改革をめざした政治活動に取り組むとともに、組合員をはじめ働く者・生活者一人ひとりが政治に対する意識を高め、政治活動へ自ら参加することが欠かせない。健全な議会制民主主義と働く者・生活者のための政策実現に向け、組合員はもとより未組織労働者を含むすべての働く者のための政治活動を推進する。

1. 政治活動の基本

- (1) 「働くことを軸とする安心社会－まもる・つなぐ・創り出す－」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進する。
- (2) 今次コロナ禍における有権者の政治不信の高まりにも留意しつつ、連合としてもさらに発信力を強め、組合員・有権者の政治や選挙への理解促進と投票率向上に努めていく。
- (3) 「左右の全体主義を排し、健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立を求める」、「働く者・生活者を優先する政治・政策の実現を求める」、「与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立に向け、政権交代可能な二大政党的体制をめざす」など、「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本に、連合組織が一体となって政治・選挙活動を進める。

2. 政治活動の推進

- (1) 国政選挙（第49回衆議院議員総選挙・第26回参議院議員通常選挙）および各種地方選挙の実施を見据えつつ、それぞれについて全力で取り組むべく、国政3選挙に対する総括（2021.6.17／第21回中央執行委員会確認）を踏まえ環境整備に注力する。
- (2) 連合フォーラム議員との一層の連携強化および構成組織擁立議員との緊密な連携をはかるための体制づくりに取り組む。
- (3) 政党、政治家、その他関係団体との関係構築を通じて、各種情報収集などに努める。
- (4) コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、オンライン会議、SNS、動画共有などのWEBサービスの活用や政治教育用器材の作成・展開を通じ、組合員の積極的な政治参加を促すとともに、公職選挙法や政治資金規正法を踏まえた法令遵守の徹底をはかる。あわせて、労働組合の社会的責任としての棄権防止や期日前投票を含めた投票促進についても、運動面での工夫を行いながら積極的に取り組む。

3. 健全な議会制民主主義の実現に向けた政治改革への取り組み

- (1) 健全な議会制民主主義の実現に向けて、投票環境の整備や参議院の合区解消など公正・公平で国民の立場に立った選挙制度改革、審議の充実や運営の効率化、行政監視機能のさらなる強化などを実現する国会改革、政治に多様な民意を反映する男女平等参画の拡大など、コロナ禍における知見も踏まえた真に必

要な政治改革を求める。

- (2) 国民の政治参加の促進およびわが国の民主主義の成熟に向けて、主権者教育の推進・充実を求める。

4. 地方政治の活性化

- (1) 地域の活性化には、住民自らが政治に参画し、そのうえで選ばれ構成された地方議会による民意の実現が不可欠であり、その具現化のためにも積極的に地方政治の活性化に取り組む。
- (2) 地方連合会における議員懇談会などの活性化を通じて、国会議員や地方議員との連携を密にするとともに、各首長や各党・各会派との定期協議などを行いながら政策実現をめざす。あわせて、地方議会における二元代表制の機能充実のための環境整備や住民福祉の向上と地方自治体の発展を目的とする「議会基本条例」の制定を求める。
- (3) 「地方における政策実現力の強化策検討のためのPT」の報告書および「組織内議員拡大マニュアル」をもとに、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。

【連合岩手の取り組み】

≪政治活動の推進≫政治センター

- ① 連合岩手の政策実現に向け協力関係にある立憲民主党、社会民主党の各県組織や推薦議員とは、さらに連携を強化し政策実現を図ります。
- ② 政治的無関心の増大、各種選挙での投票率の低下、候補者不足の問題が指摘されており、労働組合としてなぜ政治活動や選挙闘争を行うのか組合員の理解を深める取り組みを各構成組織とともに展開します。
- ③ 推薦議員とは、「政策・制度要求と提言」に関する意見交換、各種キャンペーンの際の街頭演説への協力、自治体要請への参画など、日常活動を連携して行います。
- ④ 達増知事と行っている連合岩手との「懇談会」を定期開催し、連合岩手の課題と各部門別連絡会等の課題について意見交換を行います。
- ⑤ 各地協は、推薦首長・自治体議員との定期協議の場を設定します。

≪選挙闘争の推進≫政治センター

- ⑥ 各種選挙での推薦候補の決定にあたっては、政治センター代表幹事会、同幹事会での確認を経て執行委員会で決定し、候補者の当選に向けて全力で支援します。
- ⑦ 組織外からの推薦要請については、「政策協定」の締結を前提とし推薦決定（支援・支持を含む）を行うこととします。
- ⑧ 国政選挙等に際しては、連合岩手「選挙対策委員会」を設置し、各構成組織、地協と一体となった取り組みを展開します。
- ⑨ 各種選挙においては、連合の主張や考えを組合員に理解してもらうため、構成組織を訪問し意見交換するとともに、地協幹事会や地協青年委員会に対するオルグを実施します。
- ⑩ 大型選挙の前には「コンプライアンス学習会」を開催し、法令遵守を徹底します。